

倶楽部TMY Members Point Card 利用規定

第1条（目的）

本規定は、倶楽部TMY会員（以下「会員」という）が株式会社プロデュースTMY（以下「当社」という）の発行する倶楽部TMY Members Point Card（以下「本カード」という）を当社の指定する「オープンハウス・現地説明会・イベント・セミナー」（以下「当社指定イベント」という）等で提示した場合のポイント付与に応じ、当社が提供するポイント特典の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条（ポイントの付与および換算方法）

1. 会員が当社指定イベントに来場又は来店され、当社スタッフに本カードの提示をしていただいた場合にポイントを付与します。
2. 前項の他に、当社所定の条件・方法により算定されたポイントを別途付与する場合があります。
3. 1ポイントにつき500円として換算します。

第3条（蓄積ポイントの上限）

本カード1枚につき、蓄積ポイントの上限は10ポイントとします。

第4条（ポイントの還元方法）

蓄積ポイントが10ポイントに達した場合にポイントを還元します。同時に、当社が別に定める方法により新たなカードを発行します。

第5条（蓄積ポイントの有効期限）

蓄積ポイントの有効期限は、カード発行日より起算し2年間とし、2年経過後のカード再発行については当社規定の方法に準じます。

第6条（紛失・盗難・破損）

1. 当カードの紛失・盗難にあった場合および破損した場合には、速やかに当社に連絡して下さい。
2. 前項の場合、蓄積ポイントが確認できない場合、従前のポイントは失効いたします。
3. カードの紛失・盗難・破損および、それに伴うポイントの失効については、当社は一切その責任を負いません。

第7条（ポイントの失効及び消滅）

会員規約第8条に準ずるものとします。

第8条（免責）

会員規約第9条に準ずるものとします。

第9条（合意管轄裁判所）

本規定等について紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄とする裁判所を合意管轄裁判所とします。

第11条（規定の変更など）

本規定のサービス内容・本システムは、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。

以上

●会員用コールセンター

電話番号 0120-40-1151

受付時間 平日 9:00～17:00

●当社のURL

<http://www.produce-tmy.com/>

●当社情報管理者

ホームページに記載

附則 この利用規定は、2007年3月12日から実施いたします。